

3江総経第2720号
令和4年3月1日
江東区総務部経理課

工事受注者の皆様へ

「令和4年3月から適用する公共工事設計労務単価」の運用に係る特例措置について

国は、労働市場の実勢価格、必要な法定福利費相当額及び義務化分の有給休暇取得に要する費用を反映させるとともに、新型コロナウイルス感染症の影響下であることを踏まえた特別措置を実施し、令和3年3月から適用してきた労務単価（以下「旧労務単価」という。）より上昇した「令和4年3月から適用する公共工事設計労務単価」（以下「新労務単価」という。）を決定、公表しました。

さらに、国では、令和4年3月1日以降に契約を締結する工事のうち、旧労務単価を用いて予定価格を積算した工事について、受注者が、新労務単価に基づく契約に変更するための協議を発注者に請求することができるよう、特例措置を定め、各地方公共団体においても、これを参考に適切な運用に努めるよう要請しています。

江東区においては、この要請を踏まえ、新労務単価に係る特例措置を別紙のとおり定めたので、お知らせします。

受注者の皆様におかれましては、この趣旨をご理解いただき、契約金額が変更された場合は、下請企業との間で締結している請負契約の金額の見直し等を行い、技能労働者への賃金水準の引上げ及び法定福利相当額（事業者負担分及び労働者負担分）を適切に含んだ額での下請契約をされるよう、より一層の対応をお願いします。

※ 必要に応じて、上記下請契約等の対応をした旨を証明する書類の提出を求めることがあります。

別紙

1 措置の概要

第2に定める工事の受注者は、旧労務単価に基づく契約を新労務単価に基づく契約に変更するための、契約金額の変更の協議を請求することができる。

2 具体的な取り扱い

令和4年3月1日以降に契約を締結する工事のうち、旧労務単価を適用して予定価格を積算しているものについては、次の方式により変更後の契約金額を算出する。

ただし、変更協議が整う以前に支払手続済みの場合は対象外とする。

$$\text{変更後の契約金額} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、「P新」及び「k」は、それぞれ次を表すものとする。

P新：新労務単価及び当初契約時点の物価により積算された予定価格

k：当初契約の落札率

3 請求期限

契約を締結した日から2か月以内とする。

令和 年 月 日

江東区契約担当者 殿

所在地

請負者 名称

代表者

印

変更協議依頼書

次の工事請負契約について、「令和4年3月から適用する公共工事設計労務単価」の運用に係る特例措置による請負代金額の変更協議を依頼します。

1 工事件名

2 工事場所

3 契約年月日